

申請代表者委任状・申請者名簿兼誓約書

年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

私達(申請者)は、加古川市私道内共同排水設備設置補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記1のとおり代表者(受任者)を定めて、下記2に掲げる事項を処理する一切の権限を委任するとともに、私道内共同排水設備設置補助金の交付を受けるに当たり、下記3の事項を遵守することを誓約します。

記

1 代表者(受任者)

住所

氏名

(署名又は記名押印)

2 委任事項

- 1) 補助金の交付申請に関すること。
- 2) 補助金の交付又は不交付決定の通知書の受理及び補助金交付決定に係る内容の承諾に関すること。
- 3) 補助金の交付に係る共同排水設備工事の円滑な施工の確保に関すること。
- 4) 工事完了届の作成及び提出に関すること。
- 5) 私道内共同排水設備設置補助金確定通知書の受理及び補助金の請求に関すること。
- 6) 補助金の受領に関すること。(代理人を定めて受領を委任することを含む。)
- 7) 前各号の委任事項について共同排水設備工事を施工する加古川市下水道排水設備指定工事店を代理人として選任すること。

3 誓約事項

- 1) 共同排水設備工事に併せて宅地内排水設備の改造工事を、加古川市下水道排水設備指定工事店に単独で施工させること。
- 2) 共同排水設備工事の施行に当たっては、加古川市私道内共同排水設備設置補助金交付要綱及び関係法令に従うこと。
- 3) 下水道事業受益者負担金が賦課されたときには、所定の手続きに従い納付すること。
- 4) 当該私道の土地所有者に行方不明者が含まれることから当該所有者の承諾を得ることができていない場合のほか、当該共同排水設備の設置によって生ずる問題や紛争を自らの責任において処理するとともに、加古川市に一切の迷惑をかけること。
- 5) 共同排水設備の設置後において、宅地内取付管等を当該共同排水設備に接続したい旨の申し出があったときは、その利用を妨げないこと。
- 6) 補助金の決定が取り消され、補助金を返還すべきときは、申請代表者がとりまとめの上、各自が補助金総額につき、連帯して返還すること。
- 7) 共同排水設備の維持管理は、自らの責任で行うこと。

